

第 1 回代議員会会議資料

日時 平成 29 年 11 月 29 日(水)
午後 7 時 00 分～

場所 鹿児島商工会議所ビル 第 1 会議室
(鹿児島市東千石町 1-38)

鹿児島県病院企業年金基金

第 1 回 代議員会次第

- 1 開 会
- 2 理事長 あいさつ
- 3 議 題

(議決事項)

議案第 1 号 平成 30 年度予算案について

議案第 2 号 鹿児島県病院企業年金基金諸規定案について

議案第 3 号 鹿児島県病院企業年金基金規約の一部変更について

議案第 4 号 旧基本プラスアルファ部分の取扱いについて

(報告事項)

報告第 1 号 設立事業所の全喪に伴う規約の一部変更届出について

報告第 2 号 厚生年金基金の代行返上の認可に伴う責任準備金相当額の報告
について

報告第 3 号 法律改正に伴う基金への影響について

報告第 4 号 加入者、受給者への広報活動について

(その他)

- 4 閉 会

(議決事項)

議案第 1 号 平成 30 年度予算案について

基金設立認可日が 11 月 1 日であることから、初年度は平成 29 年 11 月～平成 31 年 3 月（17 ヶ月）の変則予算となります。

I. 年金経理

初年度予算の特異点として、実際の稼ぎとは関係なく、決算書上に大きな単年度不足金が計上されます。これは、損益計算書に計上された企業年金基金の責任準備金が、前年度はそもそも企業年金基金が存在しないので、単年度で負債が責任準備金の額だけ一挙に増えたと認識されるために生じるものです。

予定損益計算書でご覧いただけるとおり、実際の収支は、掛金収入と運用収益（3%での運用を予定）で 11 億の収入に対し、年金等の支出が 5 億程度予想され、年度では 6 億の黒字ですが、上記の責任準備金が 30 億計上されるため、差し引き 24 億の不足金となるものです。

一方で、予定貸借対照表では、責任準備金相当額を基本金の別途積立金として上乗せ計上することでバランスを取っており、決算書上で不足金が生じて、年金資産が減少することはありません。

予算作成の際、スタートとなるデータは、平成 29 年 3 月末の厚生年金基金決算データを使うこととなっています。平成 29 年 4 月～10 月までの運用収益が反映されないため、初年度末の予定年金資産残高は実際より控えめの額が計上されています。

年金等の給付額については、平成 29 年 12 月の年金額は従来の厚生年金基金と同様ですが、平成 30 年 2 月以降は大幅に減少します。一方で基金の独自給付（代行返上した結果、国の年金としては支給停止となった場合、基金が従来の給付額を引き続き給付する）の額は現時点で正確な金額が把握できません。従いまして、年金等の予想給付額は若干変動すると思われます。

企業年金制度には、そもそも独自給付の概念が無いので、遺族年金、障害年金を含めた基金独自給付管理システムの導入が必要です。導入費用 200 万円、ランニング費用 2 万円の予算を業務経理に計上いたします。

予 定 損 益 計 算 書

(自平成29年11月1日 至平成31年3月31日)

(年金経理)

(単位：千円)

費 用 勘 定				収 益 勘 定			
科 目		平 成 30 年 度		科 目		平 成 30 年 度	
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額	大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額
1. 経 常 収 支				1. 経 常 収 支			
		(425,000)	(425,000)				
給 付 費	老齢給付金	370,000	370,000	掛金等収入	掛金等収入	853,438	853,438
	脱退一時金	50,000	50,000	受換金等	受換金等	7,000	7,000
	遺族給付金	5,000	5,000				
	障害給付金	0	0	脱退一時金 相当額受入金	脱退一時金 相当額受入金	0	0
移 換 金	移 換 金	11,000	11,000				
運用報酬等	運用報酬等	44,500	44,500				
業務委託費等	業務委託費等	51,200	51,200				
特別法人税	特別法人税	0	0				
		(0)	(0)			(278,778)	(278,778)
運用損失	信託資産に係る 当期運用損失	0	0	運用収益	信託資産に係る 当期運用収益	252,533	252,533
	保険資産に係る 当期運用損失	0	0		保険資産に係る 当期運用収益	26,245	26,245
	共済資産に係る 当期運用損失	0	0		共済資産に係る 当期運用収益	0	0
	投資資産に係る 当期運用損失	0	0		投資資産に係る 当期運用収益	0	0
2. 特 別 収 支				2. 特 別 収 支			
特別支出	特別支出	0	0	特別収入	特別収入	0	0
		(0)	(0)				
繰入金	業務会計への繰入金	0	0	受入金	業務経理からの受入金	0	0
	福祉事業会計 への繰入金	0	0				
3. 負 債 の 変 動				3. 負 債 の 変 動			
責任準備金増加額	責任準備金増加額	3,064,598	3,064,598	責任準備金減少額	責任準備金減少額	0	0
4. 基 本 金				4. 基 本 金			
繰越不足金処理金	繰越不足金処理金	0	0				
承継事業所償却 積立金積増金	承継事業所償却 積立金積増金	0	0	承継事業所償却 積立金取崩金	承継事業所償却 積立金取崩金	0	0
別途積立金積増金	別途積立金積増金	0	0	別途積立金取崩金	別途積立金取崩金	0	0
当年度剰余金	当年度剰余金	0	0	当年度不足金	当年度不足金	2,457,082	2,457,082
計		3,596,298	3,596,298	計		3,596,298	3,596,298

予 定 貸 借 対 照 表

(平成31年3月31日現在)

(年金経理)

(単位：千円)

資 産 勘 定				負 債 勘 定			
科 目		平 成 30 年 度		科 目		平 成 30 年 度	
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額	大 分 類	中 分 類	推 計 額	対前年度 増△減額
1. 純 資 産				1. 純 資 産			
流 動 資 産		(100,405)	(100,405)	流 動 負 債		(0)	(0)
	現金・預貯金	50,202	50,202		未払運用報酬等	0	0
	未 収 掛 金	50,203	50,203		未払業務委託費等	0	0
	未収受換金等	0	0		未払特別法人税	0	0
	未収脱退一時金 相当額受入金	0	0		預 り 金	0	0
	未 収 返 納 金	0	0	支 払 備 金		(39,706)	(39,706)
固 定 資 産		(6,195,879)	(6,195,879)		未 払 給 付 費	39,706	39,706
	信 託 資 産	5,289,871	5,289,871		未 払 移 換 金	0	0
	保 険 資 産	906,008	906,008				
	共 済 資 産	0	0				
	投 資	0	0				
2. 負 債				2. 負 債			
				責 任 準 備 金		(3,064,598)	(3,064,598)
					責 任 準 備 金	3,064,598	3,064,598
3. 基 本 金				3. 基 本 金			
基 本 金		(2,457,082)	(2,457,082)	基 本 金		(5,649,062)	(5,649,062)
	繰 越 不 足 金	0	0		承継事業所償却積立金	0	0
	当年度不足金	2,457,082	2,457,082		別 途 積 立 金	5,649,062	5,649,062
					当年度剰余金	0	0
計		8,753,366	8,753,366	計		8,753,366	8,753,366

Ⅱ．業務経理（業務会計）

業務経理（業務会計）についても、企業年金基金としての前年度実績額が無いので、平成 29 年 3 月末（平成 28 年度決算額）を仮に 17 ヶ月に引き伸ばした額との比較表をご参考のためにお示しします。

（単位：千円）

業務経理(業務会計)			30年度 予算	28年度決算 ×17/12	差額	補足
事務費	役職員給与		21,135	20,925	210	
	役職員諸手当		13,236	12,423	813	
	旅費		6,343	6,573	-230	
	退職手当引当費		0	1,618	-1,618	
			(36,327)	(23,569)	(12,758)	
	需用費	印刷製本費	1,870	673	1,197	旧基本プラスアルファ支給選択案内
		通信運搬費	6,460	1,828	4,632	旧基本プラスアルファ支給選択
		借料及び損料	7,650	7,944	-294	
		社会保険負担金	5,091	5,317	-226	
		雑役務費	13,290	6,318	6,972	30周年、基金主催セミナー、独自給付システム導入
		その他	1,966	1,489	477	
会議費		456	500	-44		
代議員会費	代議員会旅費		1,554	1,410	144	
	代議員会需用費		80	23	57	
	代議員会会議費		96	94	2	
繰入金	福祉施設会計への繰入金		12,240	12,150	90	
雑支出			4,431	2,452	1,979	周年記念品
当年度剰余金			52,900	61,189	-8,289	

① 需用費の中で、印刷製本費と通信運搬費に予算を厚く配分していますが、平成 30 年 1 月以降、旧基本プラスアルファ部分（俗に言う薄皮部分）の支給方法について受給方法を個人ごとに選択いただく手続に入ります。このための案内作成、往復の郵送代金等を余裕を持って計上しています。

② 雑役務費は、30 周年記念祝賀会、基金主催セミナー等を計上するほか、基金独自給付のための管理システム導入費用を計上しております。30 周年記念祝賀会費用及び基金独自給付管理システム導入費用は今年度限りの支出となります。

※独自給付管理システム：㈱三光システム（富士通の年金業務協働し、富士通が年金業務撤退後は著作権譲渡を受け独自メーカーとして全国展開、病院基金での導入実績多い。）

③ 初年度予算には計上しませんが、成功報酬体系による運用執行理事報酬を次年度予算から計上します。平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の 1 年間で、年金資産運用実績（時間加重収益率）が、予定利率（2%）を上回った額の 1%（上限 200 万円）を、決算報告時点で確定します。

予 定 損 益 計 算 書
(自平成29年11月1日 至平成31年3月31日)

(業務経理業務会計)

(単位：千円)

費 用 勘 定				収 益 勘 定			
科 目		平 成 30 年 度		科 目		平 成 30 年 度	
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	大 分 類	中 分 類	推 計 額	対 前 年 度 増 △ 減 額
事 務 費		(77,497)	(77,497)	掛 金 収 入			
	役職員給与	21,135	21,135		事務費掛金収入	148,798	148,798
	役職員諸手当	13,236	13,236				
	旅費	6,343	6,343				
	退職手当引当費	0	0				
	需用費	36,327	36,327				
	会議費	456	456				
代 議 員 会 費		(1,730)	(1,730)				
	代議員報酬補償費	0	0				
	代議員旅費	1,554	1,554				
	代議員会需用費	80	80				
	代議員会会議費	96	96				
業務委託費等							
	業務委託費等	0	0				
機械処理経費						(0)	(0)
	機械処理経費	0	0	受 入 金	年金経理からの受入金	0	0
繰 入 金		(12,240)	(12,240)		福祉事業会計からの受入金	0	0
	年金経理への繰入金	0	0	寄 付 金			
	福祉事業会計への繰入金	12,240	12,240		寄付金	0	0
	基本金への繰入金	0	0	戻 入 金			
雑 支 出					基本金戻入金	0	0
	雑支出	4,431	4,431			(0)	(0)
不 納 欠 損				雑 収 入	受取利息及び配当収入	0	0
	不納欠損	0	0		雑収入	0	0
剰 余 金				不 足 金			
	当年度剰余金	52,900	52,900		当年度不足金	0	0
計		148,798	148,798	計		148,798	148,798

予 定 貸 借 対 照 表

(平成31年3月31日現在)

(業務経理業務会計)

資 産 勘 定				負 債 勘 定			
科 目		平 成 30 年 度		科 目		平 成 30 年 度	
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	大 分 類	中 分 類	推 計 額	対 前 年 度 増 △ 減 額
流 動 資 産		(668,724)	(668,724)	流 動 負 債		(313)	(313)
	現金・預貯金	660,024	660,024		預り金	0	0
	未収事務費掛金	8,700	8,700		引当金	313	313
	未収金	0	0		未払金	0	0
	有価証券	0	0		未払業務委託費等	0	0
固 定 資 産		(314)	(314)	固 定 負 債			
	土地	0	0		長期借入金	0	0
	建物及び工作物	0	0				
	車両	0	0				
	器具及び備品	314	314				
	電話加入権	0	0				
	権利金敷金	0	0				
繰 延 勘 定							
	前払金	346	346	基 本 金		(669,071)	(669,071)
基 本 金		(0)	(0)		基本金	313	313
	繰越不足金	0	0		繰越剰余金	615,858	615,858
	当年度不足金	0	0		当年度剰余金	52,900	52,900
計		669,384	669,384	計		669,384	669,384

業務会計の流動資産は、定期預金を中心とした預貯金による運用を行ないます。

Ⅲ. 業務経理（福祉施設会計）

福祉施設会計の事業としては、機関紙（基金だより×3、年金時代×2）の発行と福祉給付金の支給を予定します。

- ① 成人祝（記念品） 60 件
- ② 結婚祝金 300 件
- ③ 就学祝金 400 件
- ④ 死亡弔慰金 17 件

予 定 損 益 計 算 書 (自平成29年11月1日 至平成31年3月31日)

(業務経理福祉事業会計)

(単位：千円)

費 用 勘 定				収 益 勘 定			
科 目		平 成 30 年 度		科 目		平 成 30 年 度	
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	大 分 類	中 分 類	推 計 額	対 前 年 度 増 △ 減 額
事 務 費		(4,750)	(4,750)	掛 金 収 入			
	役職員給与	0	0		事務費掛金収入	0	0
	役職員諸手当	0	0	施 設 収 入			
	旅費	0	0		施設収入	0	0
	退職手当引当費	0	0				
	需用費	4,750	4,750				
	会議費	0	0				
	材料費	0	0				
繰 入 金		(0)	(0)	受 入 金		(12,240)	(12,240)
	業務会計への繰入金	0	0		年金経理からの受入金	0	0
	基本金への繰入金	0	0		業務会計からの受入金	12,240	12,240
福 祉 事 業 費		(7,340)	(7,340)				
	福祉施設費	0	0	寄 付 金			
	補助金	0	0		寄 付 金	0	0
	福祉給付金	6,340	6,340	戻 入 金			
	諸謝金	1,000	1,000		基 本 金 戻 入 金	0	0
雑 支 出				雑 収 入		(0)	(0)
	雑支出	150	150		受取利息及び配当収入	0	0
不 納 欠 損					雑収入	0	0
	不納欠損	0	0				
剰 余 金				不 足 金			
	当年度剰余金	0	0		当年度不足金	0	0
計		12,240	12,240	計		12,240	12,240

予 定 貸 借 対 照 表

(平成31年3月31日現在)

(業務経理福祉事業会計)

(単位：千円)

資 産 勘 定				負 債 勘 定			
科 目		平 成 30 年 度		科 目		平 成 30 年 度	
大 分 類	中 分 類	推 計 額	対 前 年 度 増 △ 減 額	大 分 類	中 分 類	推 計 額	対 前 年 度 増 △ 減 額
流 動 資 産		(0)	(0)	流 動 負 債		(0)	(0)
	現金・預貯金	0	0		預り金	0	0
	未収事務費掛金	0	0		引当金	0	0
	未収金	0	0		未払金	0	0
	有価証券	0	0				
	仮払金	0	0				
固 定 資 産		(0)	(0)	固 定 負 債			
	土地	0	0		長期借入金	0	0
	建物及び工作物	0	0				
	車両	0	0				
	器具及び備品	0	0				
	電話加入権	0	0				
	権利金敷金	0	0				
繰 延 勘 定							
	前払金	0	0	基 本 金		(0)	(0)
基 本 金		(0)	(0)		基本金	0	0
	繰越不足金	0	0		繰越剰余金	0	0
	当年度不足金	0	0		当年度剰余金	0	0
計		0	0	計		0	0

議案第 2 号 鹿児島県病院企業年金基金諸規程案について

企業年金基金の設立に伴い、厚生年金基金にあった 39 の規程を見直し、新たに 27 の規程を制定しました。

内容は、基本的に厚生年金基金の規程に準拠するものですが、既に廃止された規程や、企業年金基金では不要のもの、企業年金基金の規約に織り込まれているもの等を整理するとともに、個人情報に係る規程の充実を図っています。

基金事務局に規約・規程集をご用意しておりますので、必要に応じご請求ください。

なお、今般（平成 29 年 11 月 8 日付）確定給付企業年金制度関連の省令が公布され、「運用の基本方針」を義務化。平成 30 年 4 月 1 日までに策定することとされました。規程 No. 18 の「運用の基本方針」については、省令の内容を確認の上策定し、年金資産管理運用委員会にてご審議いただきます。

規程集

旧(厚生年金基金)		新(企業年金基金)	
1	代議員選挙執行規程	1	代議員選挙執行規程
2	代議員会会議規程	2	代議員会会議規程
3	役員選挙執行規程	3	役員選挙執行規程
4	理事会会議規程		
5	理事会運営規程	4	理事会運営規程
6	監事監査規程	5	監事監査規程
7	財務及び会計規程	6	財務及び会計規程
8	文書取扱規程	7	文書取扱規程
9	掛金徴収規程		
10	事務費掛金徴収規程		
11	特例掛金に関する規程		
12	給付規程	8	給付規程
13	事務委任規程	9	業務委任取扱規程
14	公印規程	10	公印規程
15	規約細則		
16	職員に関する規程		
17	職員就業規則	11	就業規則
18	職員給与規程	12	給与規則
19	代議員及び役員に対する旅費並びに報酬補償規程	13	代議員及び役員に対する旅費並びに報酬補償規程
20	職員旅費支給規程	14	旅費支給規則
21	職員退職手当支給規程	15	退職手当支給規則
22	退任慰労金に関する内規	16	代議員及び役員に対する退任慰労金に関する内規
23	福祉施設規程	17	福祉施設規程
		18	運用の基本方針
24	資産管理運用委員会規程	19	年金資産管理運用委員会規程
25	運用管理規程	20	運用管理規程
26	学識経験顧問設置規程	21	学識経験顧問設置規程
27	基金のあり方検討委員会規程	22	基金制度検討委員会規程
28	個人情報保護管理規程	23	個人情報保護管理規程
29	鹿児島県病院厚生年金特定個人情報取扱規程	24	特定個人情報取扱規程
		25	特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針
30	電子計算機処理保護管理規程	26	電子計算機処理データ保護管理規程
31	中途脱退者に係るポータビリティに関する事務取扱規程		
32	保養施設利用補助規程		
33	スポーツ施設利用要領		
34	集中豪雨災害見舞金支給規程		
35	加入員減少に係る特別掛金一括徴収に関する規程		
36	加入員減少事業所に係る特別掛金に係る判定委員会規程		
37	設立事業所減少の手続きに係る規程(内規)	27	弁明の機会の付与に関する規則(内規)
38	基金役職員の職務に係る倫理規定		
39	財政運営に関する規程		

議案第 3 号 鹿児島県病院企業年金基金の規約の一部変更について

鹿児島県病院企業年金規約では、基金に再加入した場合の期間通算について、期間通算しない取扱いとしております。

これは、厚生年金基金と違い、国のデータ（代行部分）が入手できないため、同一人であることの判別、及び再加入前の加入期間の把握が困難であること等の理由によって決定したものです。

【基金規約】

（加入者期間）

第 42 条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2. 加入者の資格を喪失した後に、再び加入者の資格を取得した者については、前後の加入者期間を合算しない。

しかしながら、同一グループで複数の事業所登録をされていて、この事業所間での転勤があった場合、また、定年退職後に嘱託として再雇用した場合についても、現規約条文では加入者期間の通算ができません。

この場合、加入者個人は当然特定でき、雇用も継続していることは明らかなため、加入者期間を通算することが合理的と考えられます。また、事業所の人事制度の取扱いと異なる運営により支障をきたすのは、基金として本意ではありません。

以上の理由により、下記の事由に該当した場合、加入者期間を通算する旨、規約の一部変更を行います。

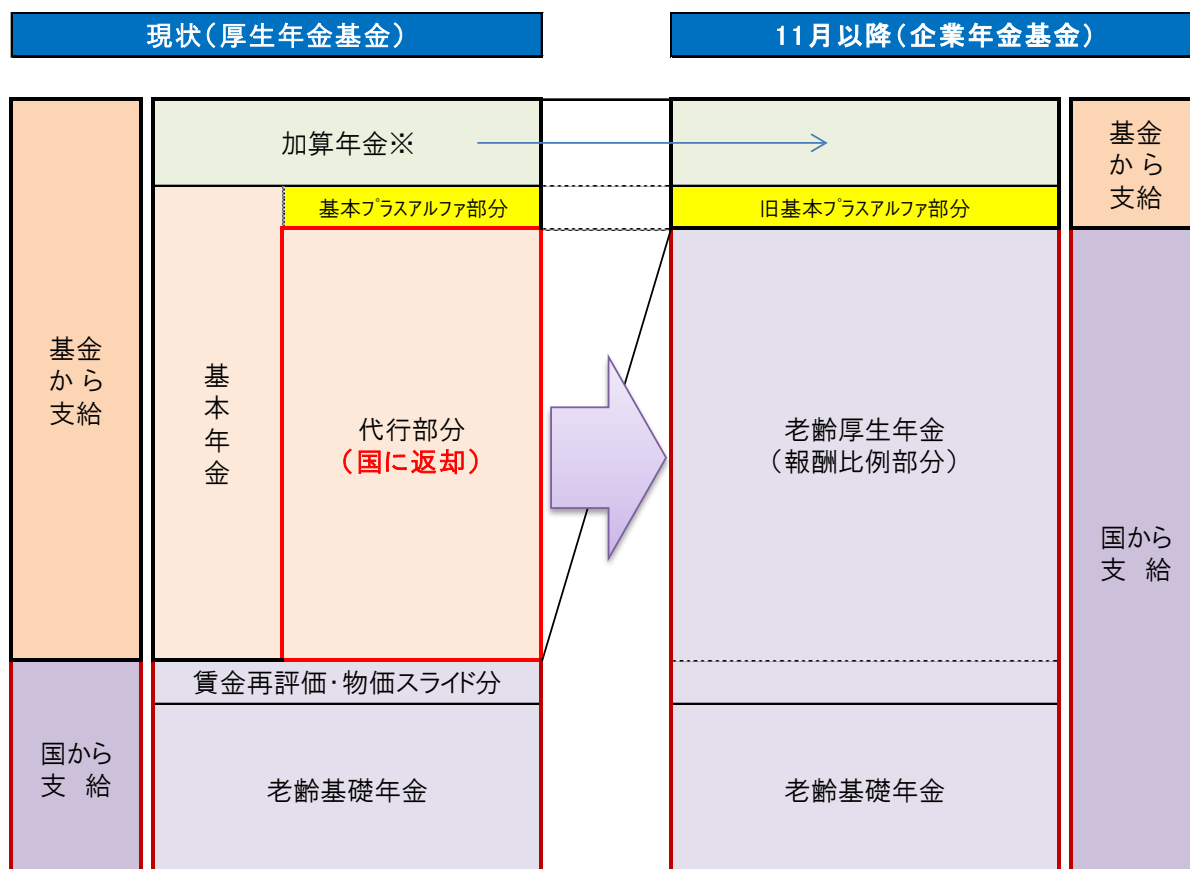
記

1. 同一グループの事業所間での異動に伴い資格喪失した日に資格取得した場合
2. 60 歳以上の加入者が同じ事業所において資格喪失した日に資格取得した場合

前各号において、資格喪失時に給付を受けた場合や、他制度に移管した場合は加入者期間は通算しない。

以上

議案第 4 号 旧基本プラスアルファ部分の取扱いについて



※ 一時金でお受取済みの方、加算年金受給資格の無い方、には加算年金の支給はありません。

旧基本プラスアルファ部分は、事業主が全額掛金負担をし、国の代行部分の給付水準を0.1%上回る給付設計とした部分で、厚生年金基金設立要件を最低限クリアするために必要とされたもので、俗に「薄皮部分」と呼ばれています。

代行返上後の企業年金基金においても、この旧基本プラスアルファ部分についての支給義務は引き継がれています。この部分は終身年金であり、一人当たりの金額が極めて少額でありながら、対象者が1万人弱と多人数に及ぶことから、将来にわたり基金の事務負担が軽減されることがありません。以下の対応を実施したいと考えます。

- ① 受取方法の選択肢拡大 (5年有期年金、一時金一括受取、を選択可能とする)。
- ② 平成30年2月に第1回対象者向け案内を実施し、選択回答を回収する。
- ③ 対象者向け案内には、個人ごとに旧基本プラスアルファ年金額、5年有期年金額、一時金一括受取額を表示し、個人ごとの選択結果を回収する。
- ④ 回収の進捗状況により、再度案内を実施する。

(報告事項)

報告第1号 設立事業所の全喪に伴う規約の一部変更届出について

鹿児島県病院企業年金基金規約の一部を次のように変更する。

別表第1中

「医療法人 天神会 くさの記念病院 鹿児島県鹿児島市田上」を削る。

附則

この規約は、平成29年11月1日から施行する。

規約変更理由書

当基金から削除する規約変更書記載の事業所の全喪事由は、「事業譲渡」によるものであった。事由の性質上、情報秘匿が徹底しており、当基金に対する事前の照会・相談等は一切無く、代行返上認可申請に必要な事業主、加入者の同意手続きも完了していた。

10月中旬に全喪届の提出があり、年金事務所からの手続確認書を10月25日に受領した。

本件、全喪年月日が平成29年10月1日であり、本来であれば厚生年金基金での規約変更とすべき所であるが、企業年金基金への移行認可申請中であり、かつ認可予定日が11月1日であったことから、認可取得後の企業年金基金で規約変更を申し出るもの。

(別添書類)

1. 健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届
2. 健康保険・厚生年金保険適用喪失確認書

以上

理事長専決理由書

確定給付企業年金法施行令第12条第4項の規定に基づき、鹿児島県病院企業年金基金規約第32条第2号に規定する理事会の付議事項のうち、理事長の専決処分について定めた理事長専決事項に関する規程第2条(3)ウに記載された実施事業所の編入及び実施事業所の全喪に伴う削除に該当するため、本件、理事長専決とするもの。

次回代議員会においてこれを報告し、承認を得ることとします。

以上

規約変更後の事業計画書

今回削除する事業所加入員は26名で、基金財政に対する影響は軽微と認められます。従って、規約変更後の事業計画について、特段の変更は必要ありません。

以上

別表第1

新				
実施事業所の名称及び所在地				
名称			所在地	
医療法人	寛容会	森口病院	鹿児島県 鹿児島市	下田町
医療法人	愛人会	川島病院	鹿児島県 鹿児島市	谷山中央
附則 この規約は、平成29年11月1日から施行する。				

別表第1

旧				
実施事業所の名称及び所在地				
名称			所在地	
医療法人	寛容会	森口病院	鹿児島県 鹿児島市	下田町
医療法人	天神会	くさの記念病院	鹿児島県 鹿児島市	田上
医療法人	愛人会	川島病院	鹿児島県 鹿児島市	谷山中央

報告第2号 厚生年金基金の代行返上の認可に伴う責任準備金相当額の

報告について

九基 第 016341 号
鹿病基金発 第 105 号
平成 29 年 11 月 13 日

厚生労働大臣 殿

鹿児島県鹿児島市東千石町1番38号
鹿児島県病院企業年金基金
理事長 小田原 良治

厚生年金基金の解散（又は代行返上（過去返上））の認可に伴う 責任準備金相当額の報告について

厚生年金基金が解散（又は代行返上（過去返上））の認可を受けたことに伴い、責任準備金相当額に関し、下記のとおり書類を提出します。

記

1. 納付することとなる額 4,301,291,292円

※前納済額を除いて記載すること。

2. 添付書類

- (1) 責任準備金相当額の納付に関する書類

(別紙) のとおり

- (2) 添付書類（該当する書類の□に✓を記入）

- ☐ 様式第1号（年金経理の財産目録）及び根拠書類
☒ 様式第3号その1（平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の総括表）
☐ 様式第6号（責任準備金相当額の特例の額及びその算出の基礎となる事項を示した書類）

(参考) 解散又は代行返上（過去返上）認可日 平成 29 年 11 月 1 日

通常解散 ・ 代行返上（過去返上） ・ 納付額特例 ・ 納付猶予特例

※該当部分に○を付すこと。

以 上

責任準備金相当額の納付に関する書類

- 1 解散又は代行返上(過去返上)認可時の責任準備金相当額(様式第3号から転記)

責任準備金相当額	25,301,291,292 円	(a)
----------	------------------	-----

※ 該当がない場合は「-」とする。

- 2 納付額特例解散認可時の責任準備金相当額(様式第6号から転記)

責任準備金相当額の特例の額	- 円	(b)
---------------	-----	-----

※ 該当がない場合は「-」とする。

- 3 特例解散認可時の年金給付等積立金の額(様式第1号から転記)

年金給付等積立金の額	- 円	(c)
------------	-----	-----

※ 年金経理の資産勘定の額から負債勘定の額を控除した額

※ 該当がない場合は「-」とする。

- 4 減額責任準備金相当額

(b)と(c)のうちいずれか大きい額	- 円	(d)
--------------------	-----	-----

※ 該当がない場合は「-」とする。

- 5 解散又は代行返上(過去返上)前に前納した場合は、当該前納年月日及びその金額

前納年月日	前納金額	
平成28年 7月29日	5,000,000,000 円	
平成28年11月29日	5,000,000,000 円	
平成29年 2月27日	5,000,000,000 円	
平成29年 6月29日	3,000,000,000 円	
平成29年 9月28日	3,000,000,000 円	
計	21,000,000,000 円	(e)

※ 該当がない場合は「-」とする。

- 6 納付することとなる額

4,301,291,292 円	(f)
-----------------	-----

- 7 納付することとなる額の合理性の確認

- (1) 通常解散、代行返上(過去返上)の場合

(a)-(e)-(f)	0 円	= 0
-------------	-----	-----

納付しようとする額と前納済額との合計額が、責任準備金相当額と同額になっていることを確認。

- (2) 納付額特例のみの特例解散の場合

(d)-(e)-(f)	- 円	= 0
-------------	-----	-----

減額納付しようとする額と前納済額との合計額が、減額責任準備金相当額と同額になっていることを確認。

- (3) 納付猶予特例解散の場合

(a)又は(c)のいずれか小さい額	- 円	(g)
-------------------	-----	-----

(g)-(e)-(f)	- 円	= 0
-------------	-----	-----

納付しようとする額と前納済額との合計額が、責任準備金相当額又は年金給付等積立金額のいずれか小さい額と同額になっていることを確認。

(様式第3号)

(その1)

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額の総括表

平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額

25,301,291,292 円

平成26年厚生労働省告示第95号第1項第1号に規定する額	①	5,756,096,526 円
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第2号に規定する額	②	4,789,453,709
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第3号から第3号の5に規定する額	③	31,067,005,889
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号から第5号の4に規定する額	④	453,158,019
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第5号の5から第5号の8に規定する額	⑤	1,158,273,258
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第7号から第7号の6に規定する額	⑥	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第8号から第8号の6に規定する額	⑦	10,127,581,922
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第9号から第9号の5に規定する額	⑧	5,806,055,372
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第11号に規定する額	⑨	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第12号及び第12号の2に規定する額	⑩	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第13号に規定する額	⑪	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第14号に規定する額	⑫	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第15号に規定する額	⑬	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第16号に規定する額	⑭	22,337,676
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第18号に規定する額	⑮	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第18号の2に規定する額	⑯	0
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第19号に規定する額	⑰	22,966,720,139
平成26年厚生労働省告示第95号第1項第19号の2に規定する額	⑱	21,000,000,000
平成26年厚生労働省告示第95号附則第4項の規定により合算した額	⑲	0
平成26年厚生労働省告示第95号附則第4項の規定により控除した額	⑳	0
平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金相当額	㉑	25,301,291,292

(注1) ㉑＝①＋②＋③＋④＋⑤－⑥－⑦－⑧＋⑨－⑩＋⑪－⑫＋⑬－⑭＋⑮－⑯＋⑰＋⑱－⑲－⑳

(注2) ⑮及び⑯は、これらを加味することを選択した基金のみ記入するものであること。

(注3) ⑰及び⑱は、前納を行った基金のみ記入するものであること。

(注4) ⑲及び⑳は、整備等省令第43条に規定する解散計画を提出し、かつ、納付計画の承認申請を行う又は納付計画の承認を受けた基金のみ記入できるものであること。

「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化

- 一定の予定運用利回りを確保する必要があるDB制度においては、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定なしに安定的な運営は困難であることから、原則全てのDBにおいて「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定を義務付けることとします。

※1 受託保証型DB(運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、将来にわたり、年金資産が給付のために積み立てておくべき額を下回らず、積立不足が生じない設計となっているDB)は除きます。

- そのため、これまで「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」を策定していなかったDBについては、平成30年4月1日までに新たに策定する必要があります。

※2 「運用の基本方針」の策定は、これまで小規模DBにおいて努力義務であったため、作成していない小規模DBにおいては新たに策定する必要があります。

※3 「政策的資産構成割合」の策定は、全てのDBにおいて努力義務であったため、作成していないDBにおいては新たに策定する必要があります。

※4 「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定を努力義務として規約に規程しているDBにおいて、今回の改正に伴いこれらの策定を義務とする内容の規約の変更を行う場合には、規約変更の承認の申請及び届出は不要です。

「運用の基本方針」

DBの資産運用に係る以下の基本的な方針を規定。

- ・ 積立金の運用の目標に関する事項
- ・ 運用資産の構成に関する事項
- ・ 運用受託機関の選任に関する事項
- ・ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項
- ・ 運用受託機関の評価に関する事項
- ・ 運用業務に関し遵守すべき事項 等

「政策的資産構成割合」

各DBの積立金の運用の目標を達成するために、各DBにおいて長期にわたり維持すべき資産の構成割合。

基本ポートフォリオ等とも呼ばれます。



「総合型DB基金の代議員の選任のあり方」の見直し

- 総合型DB基金(2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施するDB基金で実施事業所間の人的関係が緊密でないもの)では、事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりやすく、実施事業所の事業主としての責務を果たさないなどの問題につながる懸念があることから、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、総合型DB基金の代議員の選任のあり方について、以下のとおり見直しを行います。

- ① 選定代議員(事業主が選定する代議員)の数を事業主の数の10分の1(事業主の数が50を超える場合は50)以上とする。

- ② 選定の方法は全ての事業主が選定行為に携わる方法によるものとする。

※1 ただし、母体組織等が代議員会に代わる役割を担っていると判断できる場合はこれらの規制は適用しません。

※2 上記の見直しと併せて、代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこととします。

- そのため、選定代議員数が上記に満たない総合型DB基金においては、代議員数を見直す必要があります。

※3 平成30年10月1日以降の基金の設立時又は代議員の任期満了時の選定から適用することとしています。

※4 今回の改正に伴って規約に定める代議員数の変更を行う場合には、規約変更の届出が必要です。



「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任 に関するガイドライン」の見直し

○ 確定給付企業年金において、より安定的な運用を行うため、資産運用管理体制の強化等を図る観点から、平成30年4月1日から以下のとおり見直します。

- ① 資産規模100億円以上のDBは資産運用委員会を設置する。
- ② 分散投資を行わないDBは基本方針への記載及び加入者への周知を行うとともに、運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定める。
- ③ オルタナティブ投資について、運用機関の選任及び商品選択等についての一定の内容に留意する。
- ④ ガイドラインにおいて、運用受託機関の選任・評価について厚生年金基金に求めている事例や定性・定量評価項目の一つである「内部統制の保証報告書の取得」、「投資パフォーマンス基準(GIPS)への準拠」を例示する。
- ⑤ 運用コンサルタントが金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認する。
- ⑥ 運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告する(規約型DBは除く。)とともに、資産運用委員会の議事録の保存、議事概要を加入者に周知する。
- ⑦ スチュワードシップ・コードの受け入れや取組み、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましい。
- ⑧ 加入者等への業務概況の周知において、加入者等へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。

平成 29 年 11 月 8 日付確定給付企業年金制度関連の省令等の公布では、以下の点が当基金にも関係してきます。

- ① 「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化
→ 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直しも踏まえ、策定し、年金資産管理運用委員会にてご審議いただきます。
- ② 選定代議員の数を事業主の数の10分の1以上とする。
→ 現在選定代議員数9名であり、見直す必要はありません。
- ③ 資産運用委員会の設置（資産規模100億円以上の基金で設置義務化）
→ 現在年金資産管理運用委員会設置済みであり、対応の必要はありません。

I. 受給者向け案内（年金時代に同封）10月下旬送付済

年金受給権者の皆様へ大切なお知らせです

「鹿児島県病院厚生年金基金」は、11月1日から
「鹿児島県病院企業年金基金」に変わります。

当基金は、国の厚生年金を代行している部分を国に返還し、新たに「鹿児島県病院企業年金基金」を本年11月に設立するための手続きを進めております。

平成30年2月以降は、現在当基金から支給されている年金のうち、**国の代行をしていた部分の年金は、国から支給されるようになります**。また、当基金の加入事業主（病院）が掛金を全額負担して皆様のために積立を行ってきた、上乗せ部分の年金（次頁の図をご参照ください）については、引き続き新しく設立される「鹿児島県病院企業年金基金」から支給されることとなりますので、制度が変わることで皆様の年金の受取総額が変わることは、基本的にはございません。

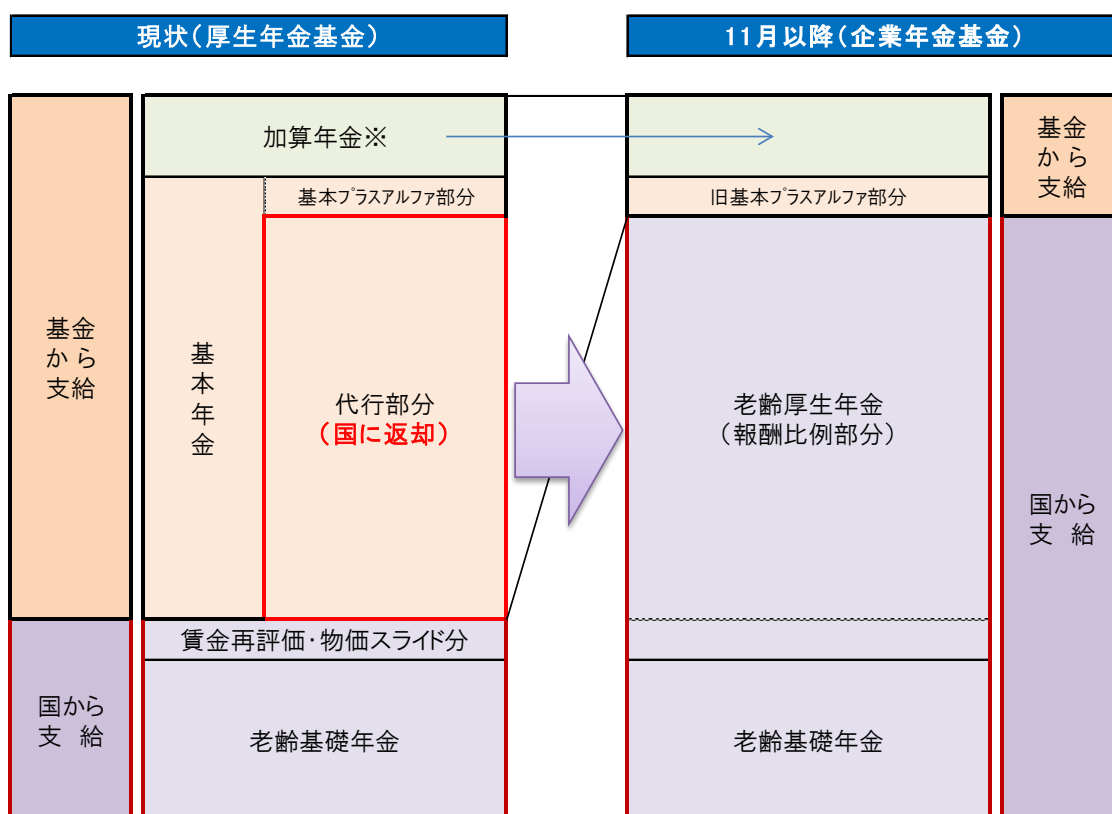
本紙では、今後の年金支給に関する変更点についてご説明申し上げますので、どうかご一読いただきたく存じます。

また、今後も順次お知らせをお送りしてまいりますので、鹿児島県病院企業年金基金からのお知らせ（郵便物）は、必ずご一読いただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成29年10月
鹿児島県病院厚生年金基金

1. 制度変更に伴う支払者の変更について

当基金が、鹿児島県病院企業年金基金へ制度移行しますと、国を代行していた部分の年金は、国から支給されます。支払者が基金から国（日本年金機構）へ変更となるだけで、皆様の年金総額（国の年金＋鹿児島県病院企業年金基金の年金）は変わりません。これに伴うお手続きは不要です。



ご留意事項 1. 年金の振込日が、基金と国（日本年金機構）で異なります。

代行部分の振込日は、基金では偶数月の1日（年6回払の場合）でしたが、国（日本年金機構）の振込日は偶数月の15日（15日が土日祝日の場合はその直前の営業日）です。

ご留意事項 2. 振込口座が分かれている場合。

現在、基金からの振込と国（日本年金機構）からの振込口座が別々になっている場合、従来の代行部分の年金は、平成30年2月の振込から国（日本年金機構）からの振込がされていた口座にまとめて振込まれます。

2. 平成 29 年 12 月、平成 30 年 2 月の年金について

平成29年12月支払の年金 (年6回払の場合)		平成30年2月支払の年金 (年6回払の場合)	
加算年金(基金から支給)		旧加算年金(基金から支給)	
基本プラスアルファ部分(基金から支給)			
代行部分 (基金から支給)		(国から支給)	
10月分	11月分		
老齢基礎年金等(国から支給)		老齢基礎年金等(国から支給)	
10月分	11月分	12月分	1月分

平成 30 年 2 月は、旧加算年金をお振込みします。

新たにスタートする「鹿児島県病院企業年金基金」からお支払いする年金額は、上のイメージ図のとおり、代行部分相当額が無くなることでかなり減少します。このため、今後は年 1 回の 2 月 1 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、1 年分をまとめてお支払いするお取り扱いとさせていただきます。
お振込年金額をご確認の上、不都合がございましたら当基金にご相談ください。

基本プラスアルファ部分の取扱いについては、平成 30 年 2 月以降、受給者様あて個別にご案内を差し上げる予定としており、2 月の支払は一旦ストップいたします。

平成 30 年 2 月に、基金からの振込が無かった方は、基本プラスアルファ部分のみお受け取りの権利をお持ちの方となります。旧加算年金額に比べても少額の可能性が高いため、受取方法の選択肢を広げること検討しております。詳細につきましては、認可を受け企業年金基金が発足する 11 月以降、機関決定した上で皆様にご案内申し上げます。

3. 基本プラスアルファ部分の受取方法の選択肢（案）

従来は、代行部分と合わせて基金がまとめてお支払いしておりましたが、代行部分が国（日本年金機構）から支払われることとなるため、ごく少額の可能性が高い「基本プラスアルファ部分」の支払いのみ基金が引き継ぐこととなります。この部分は、加入事業主（病院）が全額負担して、国の給付に上乗せしていたものです。

個人ごとにお支払い金額は異なりますが、例えば年間 1,000 円程度といったケースも考えられるため、今まで通りの終身年金以外に、受取期間を 5 年程度に短縮して 1 回あたりの受取金額を増やす方法や、一時金に換算して一括で受け取る方法を検討しております。

4. 平成 29 年分源泉徴収票について

「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」は平成 30 年 1 月中旬以降にお送りします。支払者欄は、「鹿児島県病院厚生年金基金 鹿児島県病院企業年金基金 受託者三菱 UFJ 信託銀行株式会社」とさせていただきます。

源泉徴収票は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

本紙についてのお問い合わせは当基金までご連絡ください。

鹿児島県病院厚生年金基金

（平成29年11月1日以降は鹿児島県病院企業年金基金）

〒892-0842 鹿児島市東千石町1番38号

TEL：099-227-2288

FAX：099-227-2366

Ⅱ. 加入者向け案内（基金だより記事） 12月下旬発送予定

「鹿児島県病院厚生年金基金」は、11月1日から
「鹿児島県病院企業年金基金」に
変わりました。

鹿児島県病院厚生年金基金は、事業主、加入員の皆さまのご同意のもと、国の厚生年金を代行している部分を国に返還し、本年11月1日に、新たに「鹿児島県病院企業年金基金」としてスタートすることとなりました。11月2日に厚生労働大臣より「厚生年金基金から企業年金基金への移行認可書」が届き、制度の移行が認可されました。認可申請にあたりましては、事業主、加入員ならびに関係の皆さまに多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当基金では、これからも皆さまの退職後の生活設計に資するため、業界独自の企業年金制度として、より一層、健全な事業運営に取り組んでまいります。引き続きご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



平成29年11月

鹿児島県病院企業年金基金
理事長 小田原 良治

1. 企業年金基金のしくみ

鹿児島県病院企業年金基金の加入事業所で働く私たちは、国の2つの年金制度に加え、病院の企業年金制度に加入しています。家にと考えると3階建てのイメージです。

国の年金制度は、国民全員が20歳から60歳まで加入する「国民年金」と、民間企業に勤める会社員や公務員が加入する「厚生年金保険」の2階建てです。

病院職員の福利向上を目的として設立された3階部分が、鹿児島県病院企業年金基金です。加入できるのは厚生年金保険に加入している人で、65歳まで加入できます。将来は、国の年金制度と当企業年金基金からそれぞれ年金が受けられます。



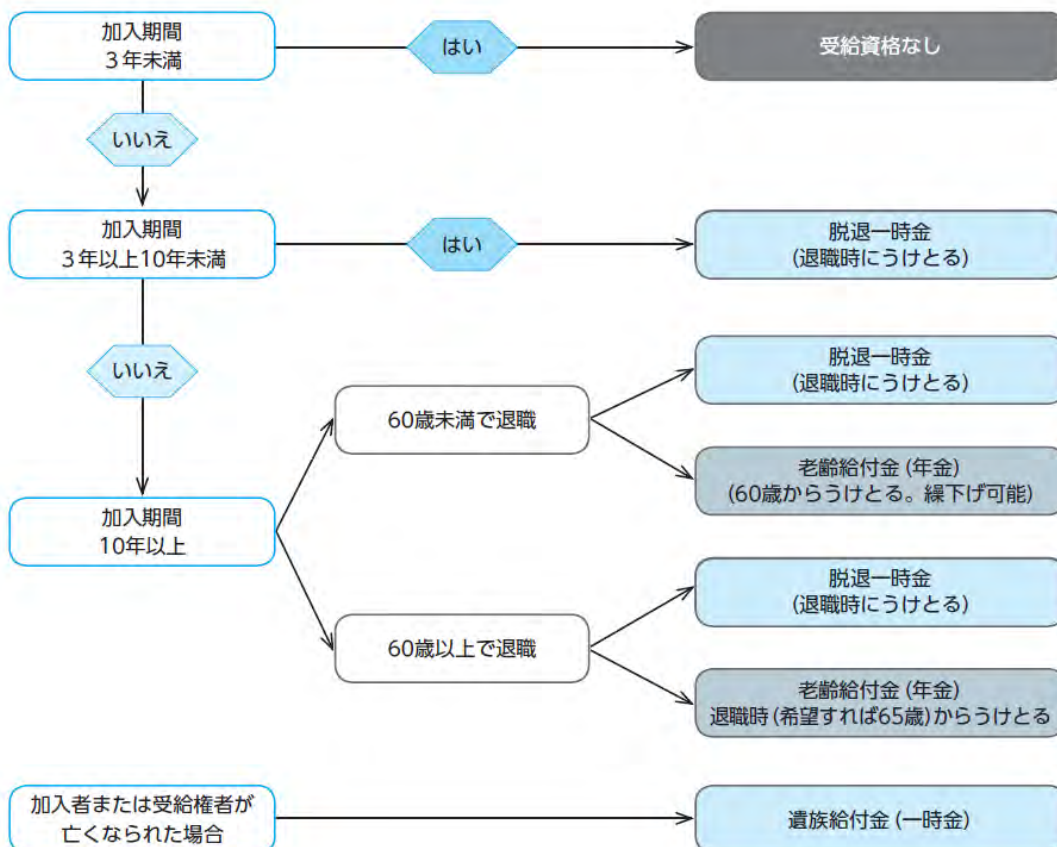
新たな企業年金制度の概要

加入者の範囲	加入期間	給付設計	
厚生年金保険被保険者	入社から退職まで(65歳まで)	キャッシュバランス制度	毎月、標準報酬月額1.4%を積み立て。毎年度末に「10年国債応募者利回り」(1年平均と5年平均の低いほう)で利息が付きます(0～4%の範囲)。制度発足時に限り、その時点の仮想個人勘定残高が1.25倍されます。
年 金			一時金
受給資格	支給開始年齢	支給方法	受給資格
加入10年以上	65歳(60歳未満で退職の場合、60歳以上で退職の場合に退職時、支給繰り下げ申し出可)	確定年金(5年・10年・15年・20年から選択)。全額一時金での支給も可。	加入3年以上

2. 受給資格のしくみ

新基金の給付には、老齢給付金(年金)、脱退一時金、遺族給付金(一時金)の3種類があります。老齢給付金は全額を一時金としてうけとることもできます。加入期間や年齢などの受給要件を満たしたときに、それぞれの給付が受けられます。

基本的な受給資格のしくみをまとめてみました。



- ポイント ① 年金をうけるには10年以上の加入期間が必要です。
- ポイント ② 年金をうける条件を満たさない場合は脱退一時金を受けとります。
- ポイント ③ 亡くなった場合は、遺族に一時金が支給されます。

3. 年金・一時金のモデル額

22歳新規加入、給与平均26万円の方の給付額イメージ (加入期間、給付期間とも、想定利回り2.0%の場合)

毎月積み上げる金額：4,000円(≒26万円×1.4%)

60歳まで38年間で、積立総額：182万円

60歳時点の仮想個人勘定残高は、利息が付くので：275万円

原 資	支給期間	年金額	支払総額
275万円	5年	48,200円	289万円
	10年	25,300円	304万円
	15年	17,700円	319万円
	20年	13,900円	334万円

現在40歳(22歳加入)、給与平均26万円の方の給付額イメージ (加入期間、給付期間とも、想定利回り2.0%の場合)

制度移行時にその時点の個人持分残高が1.25倍され：31万円

毎月積み上げる金額：4,000円(≒26万円×1.4%)

60歳まで20年間で、積立総額：127万円(31万円+96万円)

60歳時点の仮想個人勘定残高は、利息が付くので：165万円

原 資	支給期間	年金額	支払総額
165万円	5年	29,000円	174万円
	10年	15,200円	183万円
	15年	10,600円	191万円
	20年	8,400円	202万円

4. 福祉給付金の制度は新基金でも実施します。

福祉給付金の制度は、企業年金基金でも引き続き実施します。

- (1) 成人祝(記念品)
- (2) 結婚祝金
- (3) 就学祝金
- (4) 死亡弔慰金



本紙についてのお問い合わせは当基金までご連絡ください。

鹿児島県病院企業年金基金

〒892-0842 鹿児島市東千石町1番38号 TEL: 099-227-2288
FAX: 099-227-2366

